後見人問題について、現時点で感じていること

入所（院）中の重度の障害のあるお子さんのある親御さんから、後見人問題について意見を求められました。

以下のように､後見人問題についての現時点で私なりに感じていることを返信しました。

お目通しいただき、何かアドバイス、コメント等がありましたら、参考までにお聞かせくだされば幸いです。

（早速いただいたアドバイス、コメントは、４Ｐ～に転記していますので、参考までにご覧ください）

２００６．６．２０．阿部幸泰

【　障害者自立支援法関連で、施設入所者の契約問題で、後見人制度がクローズアップされ、親御さんが後見人手続きを進めているようですね。

今回の自立支援法施行で、行政主体の措置制度から対等である契約制度に変わることから、障害者も、法的にもようやく一人の成人として色んな権利が認められ処遇されることになったことは、大きな意味があると思っています。

その権利擁護の範疇の一つが後見人問題であると、私は思っています。

一旦後見人を選定すると、お子さんが生きてる限り継続して後見人を選定することになっています。

例えば、後見人である親御さんが亡くなっても、その後、誰かを後見人に選定しなくてはなりません。

また､後見人としての責務が不十分だと､裁判所から後見人を解かれることもあります。

もちろん、その時も別な後見人に選定することになります。

さて最近も、ある親たちにもアドバイスしました。

「親が後見人になると、毎年出納帳をきちっとつけて裁判所に提出すること等々を、親御さんたちは、ちゃんと認識してるのかな」と。

現実的に後々、どうした事務処理（収支明細書、等）なり、どうした事象（財産相続、

等々）が生じるか、どうも親御さんは十分に理解していないように思えてなりません。

単に現時点でこの件で見聞する限り、契約時だけの後見人問題とだけしか親御さんは思っていないように、私には思えてなりません。

施設側とて、契約上成人だからということだけでしか後見人制度をみていなくて、親御さんへ後々の事務処理なり事象まで説明しているのかどうか。

何も「後見人手続きをしない方がいい」と云っているのでなく、それだけの覚悟を伴う程、子どもの人権を守るということの内容を、親御さん、施設職員に認識、理解しておいて欲しいということです。

もし、後見人を選定するなら、入所中のお子さんの裁判所の鑑定が必要となり、施設側に相談なく選定手続きはあり得ないことと思っていました。そうした意味からも、残念ながら、私は現役時代に財産分与絡みででも、後見人のことで相談されたことは一度もなし。

親御さんたちに話したことがあります。

「この子どもたちに、親の財産相続の権利がないの？　親は、社会に我が子を一人の人間と認めて！といいながら、まず親の財産相続の権利のある家族の一人であることを、認めていないのでないか？それで、一人の人間と認めて！と社会に云えるのですかね」と。

何も障害のある子どもにも「必ず財産分与をするように！」というつもりはありません。

もし、親亡き後、兄弟、姉妹等が面倒みる（後見人になる）から財産を譲りたいと後見人である親として思うなら、兄姉等と相談の上、本人に財産相続放棄の手続きをして欲しいということです。それが、法的に一人の人間として処遇することでないでしょうか。

それを、何ら法的手続きもせず、あたかも家族内にその子どもが存在しないかのような財産相続の処理の仕方が、私としてはふに落ちないと云うことです。

私は故郷を遠く離れていて、兄夫婦が親の面倒をみてくれていましたので、兄と相談の上財産放棄の手続きをしました。

後見人を立てるということは親だけの問題でなく、後々財産相続というような事象が絡んでくることなのですよね。

まあ以上はほんの一例ですが、親としてそこまで子どもの人権を守ることを日頃考えていれば、今回の自立支援法で戸惑う親にはなっていないとも云えますし、もっともっと我

が子の施設等での処遇のあり方に発言していたでしょうね。

自分は子どもの目線で見ていますので、契約書云々でも、その中味がどうなるのか、負担金の多い少ないよりも一番の関心事です。

例えば、施設側が入浴を週何回と契約書に書いてくるのか。

それで親御さんはよしとするのか、一言いうのか。

年末年始、職員が少なくなるから入浴回数を減らしたら、契約違反として、もの申す覚悟が後見人としての親がどこまで考えているのか。

施設職員も、契約違反になるから、入浴日を減らさないと、頑張るのかどうか。

親御さんは、「施設で預かって貰っているので、子どもを人質に取られているようなもの。施設に不満があってもそういえない。」とよく聞きました。

今回の自立支援法絡みで、じゃあ後見人になった親が、後見人として施設にもの申せるように変身できるのかどうか。

正に、日頃の子どもの処遇、人権を守るという、施設職員、親御さんの意識が問われ、契約書の事項でどうなるかですよね。

現在フリーターの自分としては、施設、親御さんがどう動くか、ただ見守るしかないですがね。

つまり、人権を守ると云うことは、こうした日常の具体的法的処遇でこそ、議論されることと思っています。

人権問題とは国家との関係で生じるもの。

つまり、国家との関係とは、法的処遇のことですよね。

後見人を立てるということは、国家（法）に対して、その人の人権を主張・代弁するということですよね。

以上が私の現時点での後見人問題で感じていることです。

また、私がまだ知らない後見人問題から生じる事象が多々あると思いますので、色んな方にアドバイスをお聞きください。

その上で、一人の成人としてのお子さんの人権擁護の視点から、後見人に親がなるのか、兄姉、親戚の誰かに、または、第三者にお願いするのか、十分にご検討の上、手続きを進めてくださいね。　】

メル友からのアドバイス、コメント

①メインのＨＰ「雑学」に載せてもいいんじゃないですか？

我々の説明は、事務的なことになりがち。

その説明も今ひとつわかりやすい説明になっていないかもしれません。理解が乏しいからでしょうか。

裁判所への報告義務などは、伝えてあります。

②住所を移動云々についてのそもそも論。

１０年以上前の話ですが、新しく施設を開所し、市外から入所者を受け入れる際、住民票を施設に移動するかいなかで、もめたことがありました。

その遣り取りで、ある町役場の担当者が、「施設に入所しているものの住所は、１年以上に渡り居住を予想される場合は、移動とする」（昭和４６年３月３１日自治省通知１２８号）ですよと教えてくれました。

そうなると、施設等が多い、市町村では、国民健康保険でまかなわれる医療費負担が加重になるということで国民健康保険料、介護保険との関係で、住所地特例がその後設けられたのでしょう。

施設に住民票をおくか、家族におくかは、さあ、今になってどうするかという感じを受けます。

民法改正による新しい成年後見制度も、措置から契約という面での介護保険制度の導入に合わせて設けられたわけで、そこでは、認知症の方は契約の主体となり得ない、また、認知症の方への様々な権利侵害（悪徳リフォームからはてには殺人事件まで）の対する権利擁護という観点からなされたのでした。

しかし、実際のところは、契約行為にしても、家族が本人の名前、押印をしているのが

現状ですし、今に至るまで、様々な権利侵害事件が頻発しています。法律と現実がきわめて乖離しているのが現状のように感じます。

これは、自立支援法にも引きずっていると思います。

成年後見制度は、あくまでも本人の資産を、生涯にわたって生活の質を高めるため、また、第三者の後見人を立てることによる親亡き後のため活用なされねばならないと考えます。

ある弁護士さんが、様々な面で、障がい者の方々は法の上ではあいまいな立場にあるのですねと言っていましたがまさにその通りだと思います。

成年後見制度について、私が、直接、講演を聴いて勉強させられたのは、長谷川泰造弁護士(故人)でした(編著に『現場の成年後見 Q&A』有斐閣)。

ご自身も障がいをもたれる子供さんの父親であられてドーマン法でだいぶご苦労されたとか。

ちなみに、入浴に関して言えば、週二回の入浴回数について訴訟を起こしていた記憶があります。

その関連から、話は飛びますが、かつて NHK で放映された番組をめぐる問題で『奇跡の詩人に異議あり』の編著者の滝川太郎弁護士もあとがきで書いていますが「重度の自閉症かつ知恵遅れ」のお子さんがおられたそうです。

あとがきの最後の部分がせつないです。

③ HP 後見人制度のお話を聞かせて頂いて、やっと以前セミナーで伺った子供の障害基礎年金は親の者では無い。子供が二十歳を過ぎたら親を卒業して、一人の社会人として向き合っていかなければという本意がよく解りませんでしたが、今回のお話を通じてほんの少しでも理解するきっかけを頂いた様に思います。

最近思うのは、当事者同士の交流会等でお話を聞くと、自分達の権利意識は非常に強いのに、双方向でその権利というか、今までの先輩というか、歩みの中で築かれてきた流れの中で自分達が活かされているからこそ自分達も互いに育み守ろうという意識よりも、ややもすれば現状への不満を口撃したり開き直ったりという事になりがちな感情的対立に出

会います。

今行政書士の勉強を通じて法律の考え方等を学んでいますが、権利と責任は表裏一体であり、それは各々が育み守り育てていってはじめて活かされるというのを感じます。

今度御世話になる地域の社会福祉法人でも、様々な方からお話伺う中で、運営側、利用者側双方の想いがある中で、互いに地域の社会資源をどの様にこれから発展させ、育てていこうという流れにはなりづらいみたいです。

特に当事者の方が自身で想いを主張される事が困難なら尚更、支援者や保護者等がこうした人権意識に敏感であり、その責任を果たしていかなければという阿部様の想いがすごく伝わってきた様に私は感じました。

私も本当に解らない事や見過ごしてしまう事ばかりなので、これからも HP を通じて考えていきたいです。

④への私の返信

感じておられる「ややもすれば、現状への不満を口撃したり開き直ったりという事になりがちな感情的対立に出会います。」のようなことは、障害者の同士や親のグループ同士の間で、よく見られます。

障害とは、個々によりその障害状況が異なりますので、その障害状況に必要な支援、要望は異なりますので、つい意見のぶつかりも生じるのでしょうね。

そこを、どうお互いに輔け合いながら乗り越えて行くか。

それには、共有する目標が必要になりますよね。

つまり、言葉を変えれば、共有する理念、哲学が必要になります。

何もこれは障害者同士や親のグループ同士の間だけのことでなく、障害者サイドと一般の方々の間でも必要なことと思っています。

私は「行政の担当者や学校管理者等を喧嘩相手にするのでなく、自分たちの理解者として仲間に加える親としての工夫と努力を！そうした心情なくして、不特定多数の一般社会に『障害や難病のある我が子たちに理解を！ 』と叫ぶはいかがなものか！ 」と常に語りかけ続けてきましたし、これからもそのつもりです。

障害児問題を通して、障害児も含め、全ての子どもたちが健やかに育つことの出来る社会を、どう構築して行くかの過程こそ大事な気がします。

こうした目標を確認しつつ、話し合いを続けて行けば、そんなに対立ことはないと思うのですがね。